

身に覚えのない請求にご注意を

身に覚えのない電話情報料やインターネットサイト料金などの不当請求が急増しています。利用していないものは一切支払う必要はありません！



請求の内容は？

出会い系サイト、アダルト情報、サラ金などの債権回収が多い

まったく身に覚えのないインターネットや電話の情報サービス料などです。債権回収業者を名乗り、遅延損害金などと称して数万円を請求してきます。また、サラ金の残債があるかのように誤解させる請求も増えています。

請求の方法は？



電子メールやはがき、電話などで脅迫めいたものが多い

携帯電話やパソコンの電子メール、はがき、電話での請求がほとんどです。脅しめいたものが多く、消費者を不安にさせ支払わせる悪質な手口が横行しています。

アドバイス

身に覚えがない場合

- ▶ 身に覚えのない請求には応じる必要はありません。
- ▶ こちらから業者に対して問い合わせは絶対にしないでください。
※ 個人情報を悪用される可能性がありますのでご注意ください
- ▶ はがきやメールなど請求文書は念のため保存を。

身に覚えがある場合（以前利用したことがある場合）

- ▶ 請求内容にまちがいがいないか必ず確認しましょう。
(利用した業者名、サイト名、利用時間、金額の明細など)
- ▶ 内容を確認せず安易に支払わないようにしましょう。支払うことで、次々に不当な請求をされる場合があります。
- ▶ 遅延損害金は、法律で上限があります。多くても年14.6%以上は支払う必要はありません。

困ったときは、ひとりで悩まずお近くの消費生活相談窓口へ！